

福井県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

福井県屋外広告物条例施行規則（昭和三十九年福井県規則第五十四号）

改正後（案）	現行								
<p>別表第一（第二条の二関係）</p> <p>一 禁止地域等</p> <table border="1" data-bbox="264 435 1104 922"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>地域または場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第三種禁止地域</td> <td> 1 条例第二条第一項第一号に掲げる地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域 および田園住居地域 2 条例第二条第一項第十一号の二および第十五号の二に掲げる地域 3 条例第二条第一項第十二号から第十四号まで、第十六号および第十八号の規定により知事が第三種禁止地域として定める地域 </td> </tr> </tbody> </table> <p>二 略</p> <p>別表第四（第九条関係）</p> <p>案内広告物等許可基準</p> <p>一（二）略</p> <p>三 細則</p> <p>1 禁止地域等における広告物等の大きさおよび表示または設置の方法等は、次のとおりとする。</p> <p>（一）（四）略</p>	種別	地域または場所	第三種禁止地域	1 条例第二条第一項第一号に掲げる地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域 および田園住居地域 2 条例第二条第一項第十一号の二および第十五号の二に掲げる地域 3 条例第二条第一項第十二号から第十四号まで、第十六号および第十八号の規定により知事が第三種禁止地域として定める地域	<p>別表第一（第二条の二関係）</p> <p>一 禁止地域等</p> <table border="1" data-bbox="1160 435 2000 922"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>地域または場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第三種禁止地域</td> <td> 1 条例第二条第一項第一号に掲げる地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域 および 第二種中高層住居専用地域 2 条例第二条第一項第十一号の二および第十五号の二に掲げる地域 3 条例第二条第一項第十二号から第十四号まで、第十六号および第十八号の規定により知事が第三種禁止地域として定める地域 </td> </tr> </tbody> </table> <p>二 略</p> <p>別表第四（第九条関係）</p> <p>案内広告物等許可基準</p> <p>一（二）略</p> <p>三 細則</p> <p>1 禁止地域等における広告物等の大きさおよび表示または設置の方法等は、次のとおりとする。</p> <p>（一）（四）略</p>	種別	地域または場所	第三種禁止地域	1 条例第二条第一項第一号に掲げる地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域 および 第二種中高層住居専用地域 2 条例第二条第一項第十一号の二および第十五号の二に掲げる地域 3 条例第二条第一項第十二号から第十四号まで、第十六号および第十八号の規定により知事が第三種禁止地域として定める地域
種別	地域または場所								
第三種禁止地域	1 条例第二条第一項第一号に掲げる地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域 および田園住居地域 2 条例第二条第一項第十一号の二および第十五号の二に掲げる地域 3 条例第二条第一項第十二号から第十四号まで、第十六号および第十八号の規定により知事が第三種禁止地域として定める地域								
種別	地域または場所								
第三種禁止地域	1 条例第二条第一項第一号に掲げる地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域 および 第二種中高層住居専用地域 2 条例第二条第一項第十一号の二および第十五号の二に掲げる地域 3 条例第二条第一項第十二号から第十四号まで、第十六号および第十八号の規定により知事が第三種禁止地域として定める地域								

五 (一)から(四)までに定める基準のほか、次に掲げる表示または設置の場所に応じ、それぞれ次に定める基準に適合すること。

表示または設置の場所	基準
条例第二条第一項第十三号に掲げる地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 最短経路接続地点から一キロメートルの区域内に表示し、または設置するものであること。 2 数量は、案内しようとする一つの事業所等につき二個以内であること。
条例第二条第一項第十三号に掲げる地域以外の地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 案内しようとする事業所等から一キロメートルの区域内に表示し、または設置するものであること。 2 数量は、案内しようとする一つの事業所等につき二個以内であること。

備考 条例第二条第一項第十三号に掲げる地域以外の地域が、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域または田園住居地域である場合は、必要があれば数量を四個以内とすることを妨げない。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

五 (一)から(四)までに定める基準のほか、次に掲げる表示または設置の場所に応じ、それぞれ次に定める基準に適合すること。

表示または設置の場所	基準
条例第二条第一項第十三号に掲げる地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 最短経路接続地点から一キロメートルの区域内に表示し、または設置するものであること。 2 数量は、案内しようとする一つの事業所等につき二個以内であること。
条例第二条第一項第十三号に掲げる地域以外の地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 案内しようとする事業所等から一キロメートルの区域内に表示し、または設置するものであること。 2 数量は、案内しようとする一つの事業所等につき二個以内であること。

備考 条例第二条第一項第十三号に掲げる地域以外の地域が、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域または第二種中高層住居専用地域である場合は、必要があれば数量を四個以内とすることを妨げない。